



一般社団法人

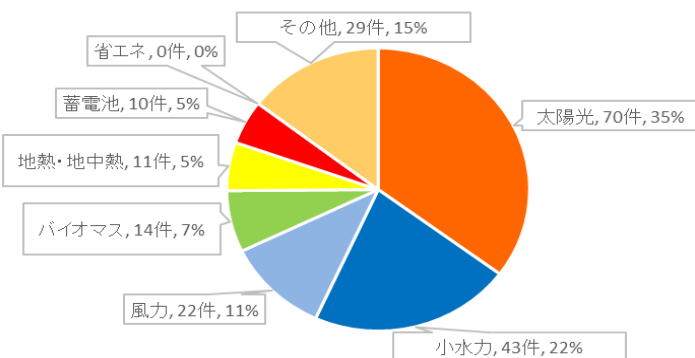
福島県再生可能エネルギー推進センター NEWS

No.5

当センターの活動につきましては、日頃よりご支援を賜り厚く御礼申し上げます。今回は、令和元年度の事業相談件数や住宅用太陽光発電設備等補助件数についてお伝えいたします。今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

再生可能エネルギーに関する事業相談・事業化支援について

R元年度相談件数・割合



令和元年度の再生可能エネルギー事業相談件数は月ごとに集計した結果、199件でした。再エネの種類ごとに見ると太陽光が最も多く、小水力、風力、バイオマス、地熱・地中熱、蓄電池、省エネの順でした。太陽光に次いで小水力の相談が多かった理由として、H30年度に実施した小水力発電のアンケートによりヒアリングした結果が相談増加へと繋がっています。事業化支援の件数は11件となりました。平成29年度からの相談件数の累計は661件、事業化支援の累計は44件となっております。

今年度も事業相談や事業化支援をおこなっております

県内の再生可能エネルギー導入を支援するため、福島県からの委託事業に基づき、県内企業様を対象に以下の業務を行っております。また、自主事業として、県外企業様の事業化支援も行っております。

- 国・県・市町村の支援制度の紹介
- 法令手続等について
- 事業支援について

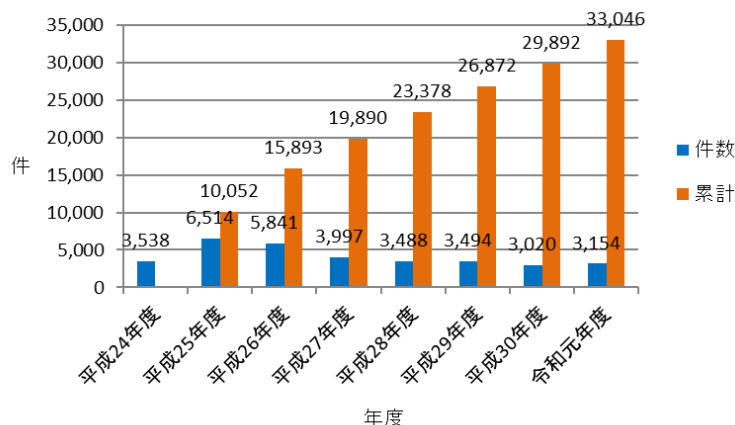
事業計画等をヒアリングの上、以下のような事業化支援を行います。

- 事業性の診断・事業者紹介
- 事業主体の組成・事業化手続きの案内
- 資金計画・公的支援制度の活用

詳しくは
お問い合わせ
ください

福島県住宅用太陽光発電設備等補助について

福島県住宅用太陽光発電設備設置補助件数



福島県内への再生可能エネルギー設備の導入を推進するため、県内の住宅に太陽光発電設備を導入する方を対象に、住宅用太陽光発電補助を行っております。令和元年度の補助件数は3,154件でした。これまでの累計は33,046件となっております。

令和元年11月から固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間が満了した世帯など、電力を自家消費する方を対象に、蓄電設備または電気自動車充電設備（V2Hシステム）の設置に対する補助制度を開始しました。令和元年度の補助件数は、蓄電設備・V2H合わせて473件となりました。

「エネルギーはつくる・ためる・つかう時代へ」

福島県 住宅用太陽光発電 設備等補助金

申請受付中!

太陽光発電
最大 **160,000円**
※1kWあたり40,000円(4kW分まで)

非FIT太陽光発電だと
最大**36万円!!**

非FIT太陽光発電だと
最大**26万円!!**

蓄電池
最大 **200,000円**
※1kWhあたり40,000円(5kWh分まで)
原動機太陽光発電システムで発電して使いきれなかった電力をためることで、夜間でも環境に優しい電気を活用できます。

電気自動車充電設備(V2H)
上限 **100,000円** [定額]
電気自動車等に搭載される蓄電池にためられた電力を、住宅と双方向でやり取りするためのシステムです。災害等で停電した際でも、バックアップ電源として活用できます。

または

☀️ 今年度も申請を受け付けております！

県民に身近な再生可能エネルギー・省エネルギーの推進として、住宅用太陽光発電設備等補助金の申請を受け付けています。

県内の住居等に新たに太陽光発電設備を設置する方、太陽光発電設備に新たに蓄電池またはV2Hを設置し、専ら自家消費として使用する方を対象としています。

各市町村の補助制度と併用可能であり、とてもお得な制度です。

左記のチラシにある非FIT太陽光発電とは、固定価格買取制度に基づく余剰売電を行わないことを指します。

- 非FIT太陽光発電設備の場合、2種類の補助金の組み合わせが可能
- 補助金を組み合わせると
太陽光発電設備+蓄電池⇒最大36万円
太陽光発電設備+V2H⇒最大26万円
*FITに基づく余剰売電を行う方は、太陽光発電設備のみの補助金申請が可能です。

(参考) 固定価格買取制度(太陽光) 2020年度の価格について

電源	年度	容量	1kWhあたり調達価格	調達期間
太陽光	2020	10kW未満	21円	10年間
		10kW以上50kW未満(※)	13円+税	
		50kW以上250kW未満	12円+税	20年間
		250kW以上	入札制度により決定	

(※)自家消費型の地域活用要件あり。次の①②の両方を満たすこと。

① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと。又は、発電電力量の少なくとも30%について、電気事業法に基づく特定供給を行うこと。

② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。

※風力、水力、地熱、バイオマスの買取価格については、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。(URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html)

編集・発行

発行日 2020年6月1日
一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター
〒960-8043 福島県福島市中町5-21福島県消防会館3階

再生可能エネルギー事業相談・事業化支援

TEL 024-529-7463
FAX 024-526-0072
E-mail info@f-reenergy.org
URL: <http://f-reenergy.org>

福島県住宅用太陽光発電設備等補助金窓口

TEL 024-526-0070
FAX 024-526-0072
URL: <http://fukushima-pv-hojo.org/>

Twitter ▶ https://twitter.com/f_reenergy